

### 【退職者医療制度の届け出はどうして必要？】

一般の国保と退職者医療制度では、納めていただく国保税や医療機関等での窓口負担（3割）に違いはありませんが、残りの医療費（7割）を負担する財源が異なり、町の国保が社会保険診療報酬支払基金から交付金を受けて医療機関に支払うこととなります。そのため町の国保の負担が軽減され、結果的にみなさまから納めていただく国保税の増額を抑えることにつながります。

### □後期高齢者医療制度へ移った方がいる場合の国保税の軽減措置が改正されました。

#### 【特定同一世帯所属者にかかる軽減判定の特例】

国保に加入していて、国保税の軽減を受けている世帯について、国保から後期高齢者医療制度へ移った方（※特定同一世帯所属者という）がいる場合、世帯構成や収入等が変わらなければ、特定同一世帯所属者の所得や人数も含めて保険税の軽減判定を行います。

平成25年4月1日の制度改正により、この特例は5年間の時限措置から恒久措置に改正されました。

#### 【特定世帯の平等割額の軽減措置の延長】

特定同一世帯所属者になったことにより国保加入者が一人になる世帯（特定世帯）について、後期高齢者医療制度へ移行後の5年間は平等割額（医療分・後期高齢者支援分）の2分の1が軽減されるという経過措置がとられていました。平成25年度の制度改正により、世帯構成等が変わっていない世帯については、特定世帯になった5年経過後3年間、軽減措置が延長されます。ただし、この3年間の軽減割合は現在の半分（4分の1）となります。

### □倒産・解雇や雇い止めなどによる離職者に対する軽減措置があります

企業の倒産・解雇などで失業された方について、失業から一定の期間、前年の給与所得を30/100として保険税を算定する軽減措置があります。

#### 【対象となる方】

○平成21年3月31日以降に離職し、離職時点で65歳未満の人

○雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者

※雇用保険受給資格者証の第1面「12 離職理由」欄（新様式）・「⑬離職年月日 理由」欄（旧様式）に記載されているコードで確認します。

「特定受給資格者」理由コード：11、12、21、22、31、32

「特定理由離職者」理由コード：23、33、34

#### 【軽減期間等】

平成22年4月1日以降について適用され、失業した日の翌日からその翌年度末までの加入期間を軽減します。

#### 【届け出について】

ハローワークで交付された雇用保険受給資格者証（コピー不可）、国保の保険証および印鑑（朱肉を使うもの）をご持参のうえ役場1階 町民課または出張所まで届け出てください。

### □後発医薬品利用差額通知を送付します。

国保では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への切り替えによりお薬代がある程度安くなる可能性がある方にお知らせハガキを7月と1月の年2回送付します。

後発医薬品をご使用いただくことで、ご自身や国保財政の負担が軽減されます。後発医薬品の利用を希望されるときは、医師・薬剤師にご相談ください。ただし、本通知は、後発医薬品への変更を強要するものではありません。



□お問い合わせ先 役場1階 町民課 国民健康保険係 ☎ 43-2111（内線2114）まで